

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物品番号		仕 様 書 番 号		
蒸気吸収式冷凍機保守点検		3 0		
	作 成	令和	8 年	4 月 7 日
	変 更	令和	年	月 日
	作成部隊等名	多賀城駐屯地業務隊管理科		

- 1 役務件名
蒸気吸収式冷凍機保守点検
- 2 役務場所
宮城県多賀城市丸山2丁目1-1 陸上自衛隊多賀城駐屯地
- 3 役務概要
本役務は、各建物の吸収式冷凍機保守点検一式を行うものである。
- 4 適用範囲
本仕様書は、陸上自衛隊多賀城駐屯地において実施する「蒸気吸収式冷凍機保守点検」について規定する。
なお、本仕様書に特記なき事項は、専門業者の仕様によるものとする。
- 5 一般事項
 - (1) 共通事項
本仕様書に記載なき事項でも、当該構造物の機能保持上当然必要な技術上の処理は請負者において行うものとする。
なお、本役務の実施にあたり疑義を生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。
 - (2) 災害防止
災害予防については常に注意を怠らないようにするのはもちろん、突発事故が発生した場合は速やかに監督官に報告するものとする。なお、災害事故、損害発生については全て請負者の責任とし、部隊としての補償は一切行わない。
 - (3) 現場管理
役務現場への作業員その他の出入りの監督、風紀衛生の取締並びに火災、盗難その他事故防止について請負者は責任をもって十分な注意を払う。また、現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行う。
 - (4) 着手届
請負者は着手前に着手届を監督官に提出し、承認を受けたのちに着手するものとする。
 - (5) 工程表
請負者は着手前に工程表を監督官に提出し、承認を受けたのちに着手するものとする。
 - (6) 材料検査
本役務に使用する材料は監督官の検査を受け、合格した物を使用する。ただし、監督官の認めた軽微なものについては、この限りではない。
 - (7) 発生材
本役務による発生材は、原則として調書と共に引き継ぐものとする。但し、金属以外の発生材は、請負者側で部隊外排出し、廃棄物の処理等の規定に基づき適切に処理するものとする。また、これにより発生する書類の写し（マニフェスト等）を監督官へ提出するものとする。
 - (8) 完了届
作業完了の際は関係書類を提出し、検査官の完成検査を受け合格をもって完了とする。

(9) 写 真

施工前、施工中、施工後及び監督官の指示により写真撮影し、写真帳に整理して提出するものとする。

(10) 電力及び水の使用

電力及び水の使用を必要とする場合は、使用申請書を提出し許可を受けた後、使用するものとする。但し、有料とする。

(11) 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事

本役務に外国人技能実習生及び外国人建設就労者を従事させる場合は、事前に監督官へ当該会社に在籍していることを証明できる書類及び作業者名簿を提出し、許可を得たのち、本役務に従事させることができるものとする。

6 特記事項

- (1) 保守点検は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」及び本仕様書によるほか、メーカー仕様並びに監督官の指示により行うものとし、仕様書に記載又は指示がなくても、技術的に当然なすべき事項は、積極的に実施するものとする。本役務は、冷暖房切り替え作業（本体機器及び運転に関連するバルブ等の周辺機器の切り替え作業）を含むものとする。

(2) 期初試運転調整（シーズンイン点検）

ア 試運転前の確認

- (ア) 気密確認
- (イ) 絶縁測定
- (ウ) 真空引き
- (エ) 溶液調整（分析結果による）
- (オ) 能力増進剤注入
- (カ) 補機類の運転確認

イ 試運転調整

- (ア) 各保安装置及び機器の調整作動確認
- (イ) 溶液ポンプ・冷媒ポンプの作動確認
- (ウ) 試運転調整及び点検

ウ 調整及び点検内容

- (ア) 蒸発器関係
 - a 冷媒ポンプの吐出圧
 - b ポンプ外被温度
 - c 器内圧力
 - d 冷媒温度
 - e 冷水出入口温度
- (イ) 吸収器関係
 - a 溶液ポンプの吐出圧
 - b ポンプ外被温度
 - c 溶液温度
 - d 冷却水出入口温度
 - e 熱交換器出入口温度
- (ウ) 発生器関係
 - a 溶液温度
 - b 蒸気圧力
 - c ドレン温度
- (エ) 凝縮器関係
 - a 凝縮温度
 - b 冷却水出入口温度

- (オ) 保安装置関係
 - a 各サーモスタット
 - b 圧力スイッチ
 - c フロートスイッチ
- (カ) 制御関係
 - a 蒸気制御弁
 - b 温度調節器
- (キ) 内部サイクル関係
 - a 各部溶液温度測定
 - b アブソーバロス測定
 - c 冷媒比重測定
 - d ランニングバキュームテスト
- (3) 期末整備（シーズンオフ）
 - ア 運転終了時
 - (ア) 溶液結晶防止
 - (イ) 冷媒凍結防止（機内温度が氷点下になる場合）
 - イ 整備

来季正常運転維持のため、各部点検清掃等の整備作業を実施する。
 - ウ 作業内容
 - (ア) 本体関係
 - a 各ダイヤフラム弁の作動
 - b 腐食制割等の外部点検
 - c 蒸気制御弁等の動作点検及び確認
 - d 制御弁
 - e モジュトロールモーター間接続部点検
 - f 各温度計
 - g マノメーター等計器点検
 - h 冷媒高レベル・低レベル
 - i パージレベル各スイッチ点検及び挿入部内点検清掃
 - (イ) 保安関係装置
 - a 各サーモスタット
 - b 圧力スイッチ
 - c フロートスイッチ
 - (ウ) 真空測定

マノメーターによる機内真空度測定及び外気温度・機内温度の測定
 - (エ) 電気関係
 - a 操作盤（盤内外清掃、各開閉器、各継電器、各端子類、ヒューズ、ランプ類等点検）
 - b 絶縁測定（溶液ポンプ、冷媒ポンプ用モーター、操作回路各部）
 - c 模擬動作試験（起動、停止動作点検、自動運転動作点検、インターロック試験、保護回路警備警報動作点検調整、蒸気制御弁動作試験、全開全閉リミット調整、温度調節器点検調整）
- (4) チューブ清掃

蒸発器、吸収器、凝縮器の各チューブを次のとおり清掃する。

 - ア 配管及び水室カバー取り外しチューブ内面洗浄
 - イ 水室カバーのパッキン交換
 - ウ チューブプート及びチューブ内面状況点検
 - エ 復旧組立

- (5) チューブ清掃が実施出来ない下記の保守点検機器については、代替作業として冷却水系統薬品循環洗浄又は冷却水系ブラシ洗浄を実施するものとする。
- ア 冷却水系統薬品循環洗浄
- (ア) 4号建物冷凍機
矢崎エナジーシステム(株) CH-KG90STU54
- (イ) 185号建物冷凍機
矢崎総業(株) CH-KG40ST型
- イ 冷却水系ブラシ洗浄
194号建物冷凍機
Panasonic(株) QAW-120E1S
- (6) 点検結果の報告
保守点検中に発見された異常箇所及び部品交換箇所については、速やかに報告するものとし、別途部品の交換又は補修が必要な事項については、書面にて報告するものとする。
ただし、次に示す消耗部品の交換及び補填等は、本役務に含むものとする。
- ア 潤滑油、グリス、充填油等
- イ ランプ類、ヒューズ類
- ウ パッキン、ガスケット、Oリング
- エ 精製水
- (7) 保守点検結果の提出
保守点検終了後、請負者は点検表（随意様式）を1部提出するものとする。
- (8) シーズンイン点検は6月30日までに完了し、シーズンオフ点検は9月15日以降に実施するものとする
- 7 保守点検機器
- (1) 4号建物冷凍機
矢崎エナジーシステム(株) CH-KG90STU54 316kw×1台
- (2) 171号建物冷凍機
(株)荏原製作所 16JSA14 322kw×1台
- (3) 173号建物冷凍機
(株)荏原製作所 16JSE12 262kw×1台
- (4) 185号建物冷凍機
矢崎総業(株) CH-KG40ST型 163kw×1台
- (5) 194号建物冷凍機
Panasonic(株) QAW-120E1S 304kw×1台
- 8 提出書類
- (1) 着手届
- (2) 現場代理人届
- (3) 工程表
- (4) 作業日報
- (5) 完了届
- (6) 作業状況写真（作業前・中・後及び監督官の指示した箇所）
- (7) 保守点検結果表
- (8) 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の証明書及び作業員名簿（本役務に従事させる場合）
- (9) その他（監督官の指示するもの。）